

審議会等調書

名称	佐伯市市場取引委員会		
設置目的	佐伯市公設水産地方卸売市場における売買取引及び市場の運営に関し必要な事項を調査、審議する。		
設置根拠等	佐伯市公設水産地方卸売市場条例		
設置年月日	平成17年3月3日	委員数	17人 (条例の規定は20人以内)
審議事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における買受人の承認 ・ 市場の取引及び運営状況等の報告 		
事務局担当課名	商工振興課	電話番号	22-3943
備考			

- ※ 1 委員数は、任命又は委嘱をしている実人数を記載してください。
- 2 審議事項等は、具体的に記載してください。
- 3 法令又は条例で非公開とすることが規定されている審議会等は、備考に「○○○
○法（条例）第○条の規定により非公開」と記載してください。